

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和元年12月12日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時32分

出席者 委 員 委員長 青 木 一 男  
森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 小久保 かおる  
氏 家 晃 千 葉 正 弘 中 島 克 訓  
議 長 大阿久 岩 人  
傍 聴 者 浅 野 貴 之 川 上 均 大 浦 兼 政  
古 沢 ちい子 坂 東 一 敏 茂 呂 健 市  
針 谷 育 造 白 石 幹 男 関 口 孫一郎  
針 谷 正 夫 小 堀 良 江 梅 澤 米 満  
福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘  
副主幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	國保能克
上下水道局長	田中修
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	深津悟
土木管理課長	芳野英明
公園緑地課長	菊池照見
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	加茂浩史
建築課長	柿沼宏和
企業経営課長	出井均
水道建設課長	渡辺精一

令和元年第6回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

- 令和元年12月12日 午前10時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第139号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第2 議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第3 議案第144号 令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第139号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺水道建設課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） おはようございます。本日の常任委員会、よろしく申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。ただいまご上程いただきました議案第139号 市長の専決処分事項の承認について説明させていただきます。議案書は1ページ、2ページ、議案説明書は1ページから3ページになります。

初めに、議案説明書から説明いたします。1ページごらんください。まず、提案理由でございますが、栃木市都賀町家中地内において発生した公用車による交通事故に係る人身損害分について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をもって損害賠償額を決定いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告の上、承認を求めらるものでございます。

参照条文といたしまして、水道事業でございますので、地方公営企業法となります。地方公営企業法の第40条第2項に、地方公営企業の損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号、第13号の規定は適用しないとありますが、本市では、栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の第7条で、損害賠償の額の決定に係る金額が100万円以上のものは議会の議決を要すると条例で定めてございますので、今回上程するものでご

ざいます。

地方自治法の第179条につきましては、記載のとおりということで、説明は省略させていただきます。

次に、事故の場所、事故の発生の状況でございますが、今年9月のこの常任委員会において、この事故に対しての物損損害分の専決処分についてご承認をいただいたところでございますので、今回は説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明に入らせていただきます。2ページごらんください。損害賠償額の決定に関する専決処分書について、その内容について説明させていただきます。賠償の相手方でございますが、栃木市都賀町家中地内に在住の方でございます。

損害賠償額が、65万5,112円でございます。

賠償の条件といたしましては、市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関して双方異議、請求の申し立てをしないというものでございます。

以上で議案第139号の説明終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

中島委員。

○委員（中島克訓君） きょうはご苦労さまでございます。

損害賠償額が65万5,112円、人身損害分というようなことでありますけれども、けがをしたというふうなことだと思うのですが、どのようなけがだったのかご説明願いたいと思います。

○委員長（青木一男君） 渡辺課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） 内訳でございますが、治療費として、メディカルセンターや整骨院へ通院した分として26万2,201円、交通費、通院の交通費で5,526円、休業損害分ということで、お仕事を5日ほどお休みになられたということで、その補償が2万7,385円、慰謝料ということで36万円計上させていただきまして、65万5,112円という形になっております。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） けがの程度はちょっと、軽傷ぐらいで済んだのかなとは思いますが、これは不幸中の幸いではなかったなと思います。これはちょっと要望なのですが、議会が始まりますと、市長の専決処分ということで、交通事故関係の賠償額とか、そういうふうなのが必ずと言っていいほど上程されます。これはちょっと職員さん、交通事故にはくれぐれも注意をしていただきまして、交通事故がないように、これは好きで交通事故というのはやるものではないと思うのですが、どこかにやっぱり気の緩みとか、そういうのがあるのではないかなと思いますので、十分にこれからは注意して車の運転をしていただきたい。これは要望としてお願いをしたいと思いま

す。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 改めまして、おはようございます。ご苦労さまです。

この事案に対しては、先ほど説明の中にもございましたように、9月の定例議会においても提出されていまして、9月のときは損害賠償額、いわゆる物損のほうが102万7,510円ということでお示しをいただいております。今回が人身の分ということで提出されているわけですが、これで一応示談が、この案件に対してはしっかりと示談が成立したということによろしいわけですね。

そのときもメンバーから、委員から、移動するときは2人体制でとか、そういったことが提案として、またこの事案に対する過失相殺ということについても意見を述べさせてもらいましたけれども、その件についてはどうですか。今後そういった体制は整えられて、事故に対する万全の体制というのは整えておられるのか、それだけちょっと確認させてください。

○委員長（青木一男君） 渡辺課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） 前回もお答えさせていただきましたが、現在のところ、2名体制で現場行くような形でとっていきまして、車両の整備等もきちんとしていますし、今ちょうど交通安全の期間ですが、朝礼とかでも、交通安全の期間なので気をつけるようにという話、私どもの話をさせていただいているという、そういうことでございます。体制的には、事故ですから、不注意というのも多分あると思うのですが、できるだけ気を引き締めてやるようにということは毎回言わせていただいております。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。本当に事故というのは、これ誰も好きこのんでやるわけではないのですが、ちょっとした気の緩みとか、そういったことがやっぱり引き金になってくるわけなので、そんなところを十分に気をつけて、今後そういった業務に精進していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 要望ですね。

○副委員長（森戸雅孝君） はい、要望です。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第139号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第2、議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいまご上程いただきました議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管関係部分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、68、69ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明いたします。補正額は114万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、差額分を精査し、補正するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目建築指導費について説明いたします。補正額は818万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。建築指導業務支援システム整備事業費につきましては、国庫補助の要望額に対し内示額が満たなかったため、委託料を減額するものであります。

次のページをお開きください。2項2目道路維持費について説明いたします。補正額は73万4,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。土木施設管理事業費につきましては、藤岡町藤岡地内において、賃貸借契約の締結により借用している市道33004号線の道路用地を取得するための測量業務委託料及び土地購入費を増額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費について説明いたします。補正額は4,898万1,000円の増額であ

ります。また、財源内訳についてであります。特定財源のうち国庫支出金が減額となることから地方債等を増額するものでありまして、右の説明欄をごらんください。市道各号線道路改良事業費につきましては、藪部町4丁目地内の市道1032号線において、太平山観光会からの要望である大型バスの交互通行が不可能な箇所を解消するための道路改良に必要となる測量業務委託料を増額するものであります。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業費（栃木大宮町）につきましては、用地交渉を進めていた地権者において、移転先地など具体的な計画が整い、事業用地の売買契約等の協力について地権者からの要望があることから、事業推進を図るため、土地購入費及び補償金を増額するものであります。

次の道普請事業費につきましては、大宮町地内の市道12167号線及び惣社町地内の市道13301号線において、地元との協議が調ったことから、工事を着工するに当たり、施工に必要な原材料購入費を増額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費について説明いたします。補正額は1,430万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、防災・安全交付金事業の調整に伴い、橋りょう長寿命化修繕事業の推進を図るため、宮町内、永野川にかかる宮の橋修繕設計業務の委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。3項2目河川改良費について説明いたします。補正額の増減はありませんが、右の説明欄をごらんください。雨水浸水対策事業費につきましては、巴波川の浸水被害対策の一環として、神ノ宮川流域にあります都賀町家中地内の調整池整備を当初予定しておりましたが、再検証の結果、川原田町地内の大淵沼遊水池の整備がより早期に効果が得られることから、工事請負費を増額し、委託料を減額するものであります。

○委員長（青木一男君） 石塚課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 続きまして、私のほうから説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。74、75ページでございます。4項2目土地区画整理費について説明をさせていただきます。補正額は400万円の減額であります。また、財源内訳であります。特定財源のうち国庫支出金及び県支出金が減額となることから地方債を増額するものでありまして、右説明欄をごらんください。新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第2地区内の下水道工事にかかわる負担金、それらを減額するものであります。また、事業内容を見直す必要が生じたため、道路築造等工事費を減額し、物件移転等補償金を増額するものであります。

続きまして、5目公園費について説明いたします。補正額は458万2,000円の増額でありまして、右説明欄をごらんください。つがの里管理運営費につきましては、つがの里第1駐車場女子トイレの地下埋設の配管に樹木の根が侵食し破損したため、改修工事を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園管理事業費につきましては、陸上競技場会議室の天井部分が漏水したため、補修工事を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、北駐車場トイレ更新事業において、更新の計画外であった屋根が老朽化による破損が進んでいることが判明したため、工事費を増額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費についてご説明いたします。補正額は3,655万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。定住促進支援事業費につきましては、通勤者特急券購入費補助金、次のまちなか定住促進住宅新築等補助金、次の多世代家族住宅新築等補助金は、対象件数が当初の見込みを大きく上回るため、増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分を説明をいたします。お手数ですが、30ページ、31ページをお開きください。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、5,376万7,000円の減額でありまして、右説明欄をごらんください。1行目、2行目の防災・安全交付金、とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり及び子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額及び増額するものであります。

次の社会資本整備総合交付金、拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり及び次の地域連携道路事業費補助金につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、1億9,242万8,000円の増額でありまして、右説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金、新大平下駅前地区及びとちぎ蔵の街周辺地区につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額及び増額をするものであります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、4,233万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金、市営住宅リフレッシュ事業及び狭あい道路整備等促進事業につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次のページをお開き下さい。16款2項6目1節都市計画費補助金につきましては、40万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2地区内の県道整備にかかわる栃木県土地区画整理事業助成費県単の決定額に合わせて減額するものであります。

お手数ですが、36ページ、37ページをお開きください。21款5項4目2節雑入につきましては、295万円の増額のうち所管部分といたしまして、右の説明欄をごらんください。2行目の都賀西方面スマートIC整備事業負担金等（道路河川整備課）につきましては、東日本高速道路株式会社施行分の用地事務及び取水堰詳細設計を栃木市が受託することに伴い、同社の負担相当額を増額するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） それでは、ちょっとお聞きしたいと思っております。

先ほどご説明の中で、ページ数が75ページです。栃木市の運動公園施設の整備事業費で北駐車場のトイレ更新工事ということでちょっとお聞きしたいのですけれども、これ当初予算では更新工事として1,600万円が計上されているのです。今回が、今ご説明をお聞きしますと、屋根が老朽化して破損が見られるということで、追加で約200万円ということなのですけれども、予算を組む段階ではそれは気づかなかったということなのではないでしょうか。それちょっとお聞かせください。

○委員長（青木一男君） 菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） こちらのトイレにつきましては、今年度当初予算で実施設計をかけられておまして、その実施設計の調査段階で屋根が破損しておまして、なおかつ屋根材にアスベストが混入されているということで、このままで置くとアスベストの飛散の危険性もあるということで、今回屋根まで一緒にふきかえるということで補正増をさせていただいたものでございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

○副委員長（森戸雅孝君） はい、了解しました。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 77ページ、定住促進支援事業費ということで3つ、楽賃から始まって3つなのですが、当初の見込みを大きく上回るためということで、うれしい悲鳴というところかと思うのですが、今現在の実際の申し込み等の現状、数値等がわかりましたら答弁願います。

○委員長（青木一男君） 加茂住宅課長。

○住宅課長（加茂浩史君） お答えいたします。

まず、まちなか定住促進住宅新築等補助金につきましては、11月末現在で337件の申し込みがございます。内訳としましては、市内住みかえが269件、市外からの移住補助金が68件となっております。

次に、多世代家族住宅新築等補助金につきましては、11月末現在で83件の申し込みがございます。

最後に、通勤者特急券購入費補助金につきましては、やはり11月末現在で201件の申請がございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 済みません。では、今の関連です。77ページということで、通勤者特急券購入費補助金についてお聞きしたいと思います。

通勤者の特急券購入は、当初予算では1,200万円しか計上していないのです。平成30年度の決算実績を見ると、1,900万円から出費しているのです。今回予算として1,200万円しか計上せず、結果的にまた850万円の補正を組むということになったのですけれども、去年のそういった経験というか、実績というのは捉えてはいないのでしょうか。

○委員長（青木一男君） 加茂住宅課長。

○住宅課長（加茂浩史君） 本課としましては、予算計上は倍の2,400万円で計上させていただいたところなのですが、補助金の見直し等に伴いまして、査定の関係でこのような当初予算になりました。ただ、それを進めていくに当たり、年度当初にどのように進めていくのか方向性を確認したところ、額について、要は上限額については変更なしで方針が変換になりましたので、その時点で今後予算が足りなくなるということはわかりましたので、今回の12月補正によりまして増額の補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○副委員長（森戸雅孝君） 了解しました。

○委員長（青木一男君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、議案第144号 令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、備考欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） ただいまご上程いただきました議案第144号 令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

初めに、補正予算書の175ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職などに変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精算し、増額補正するものであります。

第1条の総則は、令和元年度栃木市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものです。

第2条の資本的収入及び支出の補正につきましては、下の表をごらんください。資本的支出ですが、第1款第1項建設改良費を110万円増額補正いたしまして、14億4,884万6,000円とするものです。これにつきましては、建設改良費における職員給与費が不足するために増額補正をするものであります。

なお、第2条の説明文は、資本的支出の変更による補填内容の変更を示したものであります。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算第9条に定められた職員給与費につきましては、110万円増額補正することに伴い、2億3,513万1,000円とするものです。

続きまして、補正予算に関する説明書の180ページをごらんください。補正予算に関する説明書につきましては、180ページ、1の令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算実施計画、次の181ページ、2の令和元年度栃木市下水道事業予定キャッシュフロー計算書、182ページから185ページまでの3の給与費明細書、186ページ、187ページの4の令和元年度栃木市下水道事業予定貸借対照表であります。これらにつきましては説明を省略とさせていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第144号 令和元年度栃木市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時32分）